

# NECネットエスアイグループ行動規範 ケースシート No.XX(20XX-XX)

## 退職後もインサイダー取引の規制対象！？

Z社のシステム開発部門に所属していたAさんは、新しいシステムの開発に携わっていた。開発部門の上司C部長からは、「今度完成するシステムは、まだ競合他社でも取り入れていない技術だから、これにより今期の業績は外部発表している予想値を大幅に上回るだろう」という話を聞いた。

それから1ヶ月後、Aさんは転職を理由にZ社を退職したが、以前に知った「新システム開発の件」を思い出し、まだZ社は業績予想の修正をしていなかったが、AさんはZ社の株式を購入した。

その数日後、Z社は想定外の大不況の煽りを受け、株価も購入時の水準よりも連日下落したため、Aさんは慌てて株式を売却し、損失を負った。



退職後、**1年間はインサイダー取引の規制対象**となり、未公表の事実を知って、自社株を売買した場合、インサイダー取引に該当します。なお、株式売買による損益の有無は、関係ありません。

相談・確認先 総務部 @@グループ

### 解説

インサイダー取引とは、会社関係者(役員や従業員等)が職務や取引に関連して知り得た会社および他社の未公表の情報を利用して、株式等の有価証券の売買をすることを言います。

ただし、インサイダー取引の対象となるのは、会社関係者ではありません。本ケースでは、Aさんは退職したため、会社関係者ではありませんが、以前の職務で知ったZ社の重要事実が発表される前に株式売買を行ったため、インサイダー取引となってしまいました。

また、会社関係者から重要事実を聞いた者(家族や友人)も規制対象となりうるため、注意が必要です。

無意識に違反を起こしてしまうケースも多く、インサイダー取引の規制対象も幅広い範囲となるため、以下の事例を参考に注意してください。

### インサイダー取引に該当するもの

Q1. グループ会社(または子会社)の社員、派遣社員が親会社の未公表の重要事実を知った場合は、取引規制となるか？

**A. グループ会社(子会社)と親会社の取引に関係なく、内部者から親会社の重要事実を知った場合は規制の対象となりえます。**

Q2. コピーを依頼された資料が偶然に未公表の重要事実だった場合、取引規制となるか？

**A. 「職務に関連する行為」と見なされ、規制の対象となります。**

「重要事実(未公表の場合、インサイダー情報となるもの)」は、下記の「重要事実一覧表」に記載されています。

### 参考

C@@ - 4 「インサイダー取引防止規程」 <http://www.xxxxxxxx>

C@@ - 4 「重要事実一覧表」 <http://www.xxxxxxxx>

関連事項: NEC ネットエスアイグループ行動規範

VI. 株主・投資家の皆さまとの関係 2. インサイダー取引の禁止

過去のケースシート一覧はこちら <http://www.xxxxxxxx>